

令和6年2月7日（水） 10:00～11:45		場所：あきる野市役所 503会議室	
出欠席			
出欠	氏 名	所 属 等	
出	○長塚 弘司	全日本不動産協会 東京都本部 多摩西支部 （東郊建設）	
出	中村 健泰	東京都宅地建物取引業協会 第十二ブロック （中村住地）	
出	◎榊原 秀明	社会福祉法人あきる野市社会福祉協議会	
出	反町 茂	地域包括支援センター（東部高齢者はつらつセンター）	
欠	加藤 暁子	あきる野市障がい者基幹相談支援センター	
出	南沢 文江	あきる野市民生児童委員協議会	
出	細谷 英広	健康福祉部 生活福祉課長	
出	井上 弘明	健康福祉部 障がい者支援課長	
出	山田 直喜	健康福祉部 高齢者支援課長	
出	荒井 伸良	子ども家庭部 子ども政策課長	
◎会長、 ○副会長 敬称略			
事務局	都市整備部都市計画課 野口 創、秋山 尚、峯尾 大希 健康福祉部福祉総務課 宮崎 勝央、田中 晶		
配布資料			
・ 次第			
・ 資料 日野市 居住支援に係る取組について			
・ 資料1 第3回協議会意見交換概要			
・ 資料2 協力不動産店募集チラシ			
＊紹介 さっぽろ居住支援ガイドブック			
内 容			
事務局	1 開 会 （委員出欠確認） （傍聴人数の確認）		
	2 挨 拶 （会長より挨拶）		
日野市	3 日野市 居住支援に係る取組について（講演） 第2回協議会において、先進の協議会の現状や課題について、勉強させていただくことができたという話がありましたので、事務局で日野市様に相談したところ、講演についてご快諾いただきました。本日は、日野市まちづくり部都市計画課住宅政策係の佐々木様にお越しいただき、ご講演を賜ります。それでは佐々木様よりお願いいたします。		
	（日野市 佐々木氏講演） 1 日野市の概要 ①位置 ②人口構成 ③住まいの構成 2 日野市居住支援協議会を設立した背景、主旨 ①背景 ②居住支援に係る日野市の主な施策の概要		

	③協議会設立に係る当時の課題 3 現在行っている取組 ①あんしん住まいる日野の概要 ②相談状況、課題等 ③見守り機器の設置助成
事務局	佐々木様ありがとうございました。 それでは、これから質疑応答に入りますので、質疑ある方は挙手をお願いします。
委員	相談者属性等一覧（P 9）の中で、課題解決で成約とあります。ご説明の中にもあったように、高齢者の入居となると連帯保証人や身元引受人等がいらないという相談も多くあるかと思いますが、課題解決に至った方の中には、連帯保証人や身元引受人等がいらない方はいましたか。いた場合には、どの程度いましたか。もし分かればお願いいたします。
日野市	やはり連帯保証人や緊急連絡先となれる方が誰もいないという相談は多くあります。そのような方で成約に至った方は、具体的な人数までは申し上げられませんが、少なくとも5名ほどはいたと思います。どのように解決したかと申しますと、意外と掘り起こせば誰かしらいるということが多いです。最初は誰もいないと言っていたけれども、実は遠縁の方がいて声を掛けてみたというパターンもあれば、窓口を請け負っているNPO法人が緊急連絡先となることで対応したパターンなどがあります。
委員	あんしん住まいる日野の概要（P 7）について、住宅確保要配慮者に対して社会福祉協議会やNPO法人から支援プランの提供、声かけ見守りを実施することが図示されていますが、具体的な内容を教えていただけますか。
日野市	支援プランにつきましては、いわゆる自立支援法に基づく支援などではなく、相談者の困りごとを福祉につないでいくためのプランを作成するイメージです。声かけについては、入居された方に対し、1年に1回電話等で状況を聞いています。頻度として十分かと言われると微妙なところではありますが、相談窓口として継続実施することは難しいため、入居後の生活については、周りの福祉支援事業者等に担っていただくのがよいとは思っています。
委員	相談窓口について（P 8）3点質問があります。 まず、会場についてです。日野市役所内で行っていると思いますが、実際にどのような形で実施していますでしょうか。 2点目として、相談窓口に来る方の頻度が毎月どの程度あるものなのでしょうか。 3点目は相談の内容について、基本は居住に関する相談かとは思いますが、そのほかに様々な相談をされるのではないかと思います。具体的な内容、少し困った内容などがあれば教えていただきたいです。よろしくお願いします。

日野市	会場については、プライバシーに配慮した形が望ましいので、基本的に個室で区切られたスペースで実施できるように、20人規模程度の会議室をあらかじめ押さえています。どうしても使用できないときは、生活保護の個別相談ブースのような部屋を使用しています。毎週木曜日の決まった時間に実施しているため、あらかじめ押さえておけるので、選挙等の特別なイベントがない限りは確保できている状況です。 頻度につきましては、週に1回、年間でおおよそ50日実施しており、1日4枠を設けていますので単純計算すると200人の相談枠がありますが、年間130件程度の相談件数なので、枠の稼働率としては65～70%程度です。大体相談の予約が毎週2、3枠入っていて、今週埋まっているから翌週の相談でという方も中にはいらっしゃるような状況です。また、どうしても木曜日が難しい相談者の方がいれば、委託先の法人の方で電話での相談等も柔軟に実施していただいているところです。もし委託されるようであればその辺りを仕様書に盛り込んで、特定の曜日が難しい方については、特例で対応というような形をとると様々なニーズに対応しやすいかと思います。常設にすれば、そのような課題も無くなると思いますが、常設にしたからといって相談件数が増えるわけではないと思いますし、人件費もかかるため、効率的ではないと考えています。毎週木曜日の実施で、7割程度の稼働率であればまだ伸びしろがあると考えています。 3点目の困った相談内容については比較的あります。例えば、明らかに幻聴が聞こえている方からの相談があります。このような方からの相談については、地域包括支援センターと連携して対応しなければいけないとは思いますが、本人に自覚症状がないですし、住宅相談窓口として病院に連れて行くまではできないので、扱いが難しいことがあります。 ほかには、1つのことが気になると絶対にそこの住宅に住みたくなくなってしまう方がいらっしゃるって、引っ越したけれども、また次の引っ越し先で気になることが生じて、の繰り返しで、何回も相談にいらっしゃる方もいます。なかなか全てを解決していくことは難しいですし、逆に予約していただいている以上は、相談を受け付けられないことも難しいため扱いが大変な部分があります。 また、精神障がいの方で、不動産屋に差別されたということで相談窓口にいらっしゃった方がいて、新しい物件については無事に紹介できましたが、元の不動産屋とのトラブルについて、どのように解消すればいいですかというような相談もあります。それは、住宅ではなく福祉の相談であって、相談先が違ような相談もよく受けます。
委員	2点お伺いしたいことがあります。 まず1点目として、毎週4枠の相談枠を設けているということでしたが、相談が継続するという考え方はありますでしょうか。それとも1回、単発ということでしょうか。 もう1点は、家族構成について、独居の方が最も多いということですが、もし分かれば男女比を教えてください。
日野市	相談の継続の概念については、基本的には1回、単発です。しかし、身内や親族関係を整理

	して来週再度相談というケースや、数ヶ月後であれば転宅資金が貯まるのでそのときに再相談というケースもあります。9割程度、ほとんどの方が1回、単発ですが、1割程度の方が再相談、継続とご理解ください。 男女比ですが、あまりどちらが多いということはありません。90代の相談は、男性のみでしたが、他の年代は同程度の状況です。
副会長	成約率が21.3%で、協力店が25店ほどということでしたが、この成約はその25店のいずれかの不動産店となされているのでしょうか。また、成約した物件は、不動産店が自社で所有している物件をご紹介いただいているのか、大家から預かって管理している物件をご紹介いただいていた成約に至っているのか、もし分かれば教えていただきたいです。
日野市	成約に至っているものについては、全て協力店と成約しているものです。ただ、現状として25社全てがフル稼働しているというわけではなく、実質10社程度に一生懸命取り組んでいただいています。もう1点の自社物件や他社物件の話について、少し専門的な話ですが、日野市では客付け物件禁止としています。自社物件や大家さんから預かって管理している物件は大丈夫ですが、他社が管理している物件は禁止として、制度の組立てをしています。
会長	あんしん住まいる日野の概要（P7）について、NPO法人に加えて社会福祉協議会が入っていますが、NPO法人だけではない理由があれば教えていただきたいです。 また、相談窓口について、先ほど約200分の130ということで非常に相談件数としては多いという印象を受けました。前回の協議会の際に、あきる野市の場合は、そこまで相談がないのではないかという話があり、直接相談窓口に来てもらうことが原則としつつも、相談件数が少ないようであれば訪問してはどうかという話が出たのですが、訪問による相談は実施していますでしょうか。 もう1点、皆さんの質問と関連する部分で、あきる野市では福祉系の内部の連絡会はあるのですが、日野市様の場合、不動産の協力店との連絡会のようなものは実施していますでしょうか。
日野市	社会福祉協議会が入っている理由としては、社会福祉のコーディネーターとして入っただけです。具体的に社会福祉協議会に実施してもらっていることは、定例会での情報交換への出席や電話での予約受付とその際の簡易的なヒアリングを行っていただいています。相談を受けた際に、こういう相談であればご紹介できますというような、ある種のコンサルティング的な役目を果たしていただいている、なかなか市の内部だけで完結することが難しいところを担っていただいている状況です。 2点目について、年間の相談件数が130件で多い印象を受けたということでしたが、実は立ち上げた当時は65件程度でしたので、良いか悪いかは別として年々相談件数は増えている状況です。増えた理由としては、内部で制度が浸透してきていて、生活保護担当課から来ていただいている件数も増えてきていますし、相談窓口の認知度も少し上がってきていることが考

事務局	えられます。また、件数が少なければ訪問というお話がありましたが、特例で訪問を実施したケースはあります。どうしても居室から出られない方がいらっしゃって、個別対応としてしょうがなく実施したことがありました。ただ、オフィシャルに訪問対応可能としてしまうと、全員それを使ってしまうと思いますので、事務局でどうしても難しいと判断した場合にのみに限定した方が良いと思います。 3点目の協力店との連絡会についてですが、1、2年に1回程度、意見を伺ったり事例発表をする場として協力店の勉強会のようなものを実施しています。物件を提供していただく以上は、不動産店からの意見は非常に重要なので、定期的の実施しています。 その他よろしいですか。 それでは、これをもちまして、日野市様の居住支援に係る取り組みについての講演は終了させていただきます。改めて日野市の佐々木様に拍手をお願いします (一同拍手)
事務局	佐々木様につきましては、引き続きご参加いただけるということですので、ご意見等伺えればと思います。よろしくお願いいたします。 それではここからの進行については会長の方をお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。
会長	承知しました。 それでは、次第4 報告事項に移ります。 (1) 第3回協議会 意見交換概要について事務局より報告をお願いします。
事務局	4 報 告 事 項 (資料1について、事務局より説明) 詳細な議事録については、市のホームページに掲載しておりますので後ほどご確認いただければと思います。
会長	質問、意見ございますでしょうか。 特にないようですので、続きまして(2) 居住相談窓口について事務局より報告をお願いします。
事務局	まず、令和6年度開設予定の居住相談窓口について、これは協力不動産店の登録事業と一体的な事業であり、窓口運営に関する事務手続きのため並行して準備しています。 居住支援制度パンフレットの内容については、居住相談窓口の業務を委託する法人が決定後、法人を含めて協議をさせていただきたいと考えております。掲載する内容としましては、居住支援制度、各居住支援団体様の支援制度、居住支援相談窓口業務、事例紹介、支援窓口一

	覧の掲載等を考えております。参考までに、札幌市が発行している居住支援制度を案内するパンフレットを回覧させていただきますので、イメージを共有できればと思います。このパンフレットは、必要な情報を最低限に絞り込んで掲載しており、各窓口での支援制度の概要だけをパンフレットでわかるようにしています。細かい事例の紹介や実際の相談内容は、窓口で直接お伝えする形が適切だと考えています。パンフレットには、居住支援制度や居住支援相談窓口の業務事例、受けられる相談内容の事例紹介、各支援窓口の一覧が掲載されており、これらの内容は、A4サイズで1ページから2ページ程度の概要説明としてまとめられています。掲載内容については原稿を依頼させていただき、事務局にて集約・編集・印刷をする手順を想定しております。これはあくまで参考であり、様々なご意見をいただければと考えています。事務局からの報告は以上です。
会長	ただいまの報告事項につきまして、質問、意見等ございますでしょうか。
委員	個人の感想ですが、活字だけでなく絵も組み込まれていて非常に見やすいと思いました。また、高齢者などは、どのような流れで進んでいくのか不安になる方も多いと思うので、入居の流れなどをストーリーとして描いてもらえるのは非常に良いと思いました。あと、高齢、低所得など各分野ごとにまとまっていて、相談者の不安に応えられるようなパンフレットだと思います。
会長	ほかに皆様意見、感想はございますでしょうか。 私は、非常に見やすいなと思う一方でお金がかかりそうだなと思いました。市役所の窓口の一覧などが記載されていると、例えば組織名の変更などがあると全部改定版みたいになってしまうので、その辺りは、上手く差し替えができるような方法があると、無駄なお金をかけなくてもよくなるのではないかと思います。あとは、協力不動産店について、QRコードなどになるかもしれませんが、掲載可能な店舗であれば、それもPRになると思いますし、そこも差し替え方式で良いかと思います。 ちなみに日野市は、パンフレットについてはどうされていますでしょうか。
日野市	居住支援に関するパンフレットは作成していません。精神障がいの特化したものを作成しようと検討はしていますが、それ以外については、特段要望が出ていません。私もこのパンフレットを拝見しましたが、非常に見やすいと感じました。
会長	ありがとうございました。 事務局からの説明では、作成手順などについて、事務局で想定しているものがあるようでしたので、また内容等について示していただいて、意見を聞きながら作成していければよいと思っています。 それでは、続きまして次第5 協議事項に移りたいと思います。(1) 不動産協会と市との協定締結について事務局より説明をお願いします。

事務局	5 協 議 事 項 前回の協議会の中で、協力不動産店を募集するにあたり、協力関係を築くという意味で協定を結んではどうかとご意見いただきました。これにつきまして、市の内部で調整、協議させていただきまして、協定を結ぶ方向で進めたいと考えております。協定の内容につきましては現在検討中ですが、順序としましては、可能であれば各不動産協会と同時に協定を締結させていただいて、その後協力依頼について各不動産協会に赴いて説明させていただきたいと考えております。
会長	この件については、前回、不動産関係団体のおふたりから、協定がある方がやりやすい、周知しやすいという意見あったので進んでいる話かと思います。委員はいかがですか。
委員	前回そのような意見を申し上げました。日野市はその辺りどうされていますか。
日野市	空き家に関する協定はありますが、協力不動産店に関して協定はございません。
委員	当初は、どのような形でスタートしたのですか。
日野市	協会を通して、全店舗向けの説明会を実施させていただきました。協会の代表の方と調整して、説明会を実施し、そこで募るという方法をとりましたので、協定等はなくともそのような形で周知にお手伝いいただきました。
委員	ありがとうございました。協定があった方が良いと思い提案させていただいていましたが、今の話を聞くと、協定がなくても説明会に集まってもらう形も良いと思いました。会員の方へ周知するためのスタートラインとして、協定があった方が説明をしやすいということで話をさせてもらっていましたが、各店舗を回るより説明会に関して周知して、興味がある方に集まってもらって説明をしていく方法も良いかとも思いました。
事務局	今までの流れもありますので、協定を締結しつつ、今のご意見等を踏まえた進め方について、各団体の方と今後相談させていただいて、協力不動産店が最も出てくるやり方を検討しながらやっていきたいと思いますので、ぜひご協力のほどお願いいたします。
会長	協定ありきではなかったとは思いますが、進め方として協定があった方が、より進めやすいということかと思います。委員おふたりともそのようにおっしゃってくれていて、市もそのように動いているということなので、次につながるというところで協定はあった方が動きやすいと思いますがいかがでしょうか。
委員	まずは、とりあえずこういったものがあるということで、説明ができると思います。

会長	では、よろしくお願いいたします。 続きまして、協議事項（２）協力不動産店募集及び周知方法について事務局より説明をお願いします。
事務局	お手持ちの資料２をご覧ください。 表面については、前回ご意見をいただいた点からの修正箇所としまして、住宅確保要配慮者の用語の定義の修正を行いました。協力不動産店の業務と、登録方法についてレイアウトを変更しております。内容につきまして、特段の変更は行っておりません。裏面については、色味と図柄のレイアウトを変更しております。前回の協議会で、ご意見等ある場合は、１２月までに頂きたい旨お伝えしましたが、特にご連絡等がございませんでしたので、この形で決定し、印刷の発注をしております。登録後の協力不動産店の外部へのアピール方法についてですが、まずホームページへの掲載が挙げられます。店舗でのアピール方法ですが、ステッカーを作成しまして、ご希望の協力不動産店へ配布するという案が挙げられます。前回のご意見としまして、店舗の店頭でも掲示する場所がなかなか無い店舗もあるということで、こちらはご希望の協力不動産店様に配布する、ということが考えられます。いずれにしてもステッカー等の作成は可能ですが、委員の皆様からご意見を頂きたいと思います。
会長	事務局から説明が終わりましたので、皆様ぜひご意見ををお願いします。 チラシについては、説明のとおり１２月までに意見等がなかったということで問題ないかと思いますが、大事なのはこれから先どのようにしていくかだと思います。（１）と関連すると思いますが、何か意見などがあればぜひお聞かせください。
委員	協力不動産店の視点から、どのようなことをすればメリットがあるのか、利用が促進されるのかということだと思います。チラシはいいのですが、チラシだけで全ての方に理解してもらうことは難しいと思いますので、先程ご意見あった説明会などの実施など、説明をしていった上でメリットデメリット、さらに業者ごとの得意分野や特性などを踏まえた上で募集した方がよいと感じました。
会長	確かにそのとおりだと思います。ほかの委員はいかがですか。
委員	ホームページへの掲載はまずあると思いますが、やはりなかなかそこで周知しきれないのが現実なのかなと思いました。日野市からも説明会の情報もあったので、事務局の方で様々調整していただいて、どういったアプローチがベストなのかベターなのかっていうところを協議していただいて、進めていただけたらと思います。
会長	地域での周知ということも含めていかがですか。

委員	現在うちの方の地区では空き家が多く、戻ってくる予定がないから更地になっているような家があります。地区を訪問していると空き家と思われる家がどんどん増えてきていて、後継者のいない住宅も増えています。中には崖沿いの土地などもあったりして不安なものもありますが、その辺りは、それぞれ不動産屋が介入して進んでいるようです。また、先程行政や業者との連携が大事だという話が出ていましたが、ご相談があった方について、その後何も報告がない方がいらっしゃるの、こちらから率先して連絡して聞くようにしています。連携は非常に大切だと思います。
会長	常に地域に根ざした活動をしている観点からのお話でした。今の話の中で空き家の話がありましたが、居住支援と直接的には関係がないような相談というものも来てしまうと思います。このような場合に交通整理をして、担当へつなぐ必要があると思いますが、日野市ではいかがされていますか。
日野市	例えば先程の空き家の話ですと、日野市の方で不動産屋から見積りを取れる制度を実施していますので、そちらの制度をご紹介するような形になると思います。逆にご相談される方が、物件売買したいということであれば、売買すればその分だけ売買手数料、仲介手数料が入りますので、言い方が悪いかもしれませんが、利益が出るお客さんになりますから不動産屋が喜ぶ案件になり得ると思います。 ほかにも様々ご相談受けますが、その交通整理含めて総合的にやっていただくような形です。
会長	やはり窓口を作ると、関連するけど本来の相談とは違うものも来ると思いますので、その交通整理は非常に重要だと思います。協力不動産店になることで、そのあたりのメリットがあったりもするかと思います。 協力不動産店の募集と周知については、協定を締結する方向で、かつ、その後については、不動産団体のおふたりと話し合いながら進めていくということよろしいでしょうか。
委員	協力不動産店について、当然ここだけの協議だけでなく、不動産店の方にも説明が必要だと感じています。先程のご意見として、協定ありきでなくてもという声がありましたが、協定を締結して締結しっぱなしになってしまうこともあるので、説明会をやった上で協定の内容を固めていくであったり、そもそもの協定の必要性を議論してから協定を締結する方法もあるのかなと感じました。
事務局	様々のご意見をいただいておりますので、これは事務局と、団体の方と調整させていただいて、なるべく良い方向で協力していただけたらというところを目指していきたいと思います。
会長	ここは非常に大事です。ここからスタートしないと、せっかく居住支援法人に委託しても、協力店が無いとなってしまうと、本末転倒です。一番大事な基礎の部分です。こういうところ

	をスムーズに、うまく行くように、両協会の委員のおふたりには、お手数ですが協力いただきたいと思っています。よろしくお願いします。
委員	もし、お話が上がっていたら恐縮なのですが、お伺いしたいことがあります。チラシの中に、登録できる不動産店としてふたつ条件がありますが、あきる野市に隣接する市町村に所在する不動産店はたくさんあると思いますが、実際にあきる野市内でこの条件を満たす不動産店がどのぐらいの数、母数になるのかもし分かれば教えていただきたいです。日野市では協力店が今25社ほどというお話でしたが、そもそもの母数が市内だとどのぐらいなのかというのが分かれば参考になるのかなと思いました。
事務局	事務局でお答えいたします。前回、口頭でお話させていただきましたが、あきる野市の中で、まず全日本不動産協会、もしくは東京都宅地建物取引協会所属するという店舗が70件です。近隣自治体の数までは把握しておりませんが、そちらも含めるとある程度の数があると考えています。
委員	どの程度の登録数を見込んでいく、目指していくのか目標値があればと単純に思いました。日野市は協力店は25店ということですが、元々の母数は当然もっと多いですね。
日野市	100ちょっとあります。
事務局	居住支援をやられてる自治体で割合がまちまちです。1桁台のパーセンテージの自治体もあれば10%台の自治体もありますので、なかなか目標というところは難しいのですが、1店でも多く、ご協力いただけるように頑張っていきたいと思っています。
委員	今、70社という話がありましたが、実際賃貸をやっている会社は何社あるかという話です。70社全部がやっているわけではなく、不動産登録はしていて会員にはなっているが、建設業が主体であったり、不動産業をやっていない会社もあります。あとはいわゆる仲介専門で管理業務をやっていない会社、大家や貸主に当たらない会社もあり、そのような会社も全て含めて70社なので、実際に対象となる会社は半分にも満たないと思います。あと、元々市内の業者が管理していた物件が、何らかの原因で市外の業者、隣接自治体だけでなく都内の方の業者が管理するようになっていく物件も多くなっています。そのような物件はなかなか理解を得られないでしょうし、実際どこまで管理しているのが不明なところも多いです。なので、協定するかしないかはとにかくとして、まずどれだけ、この制度の趣旨を理解してもらって協力不動産店になってもらえるか、なおかつ、いくら協力したくても紹介できる物件がなければ紹介できませんし、管理業者や大家さんの考えもある中で、希望に合う物件がああったからと言って全て紹介してもらえるわけではないと思いますので、その辺りも含めて協力不動産店になれる業者は結構少なくなっているのではないかと思います。

会長	いわゆる本業としてやっている業者とそうではない業者、それから大家さんの考え方もあるという話を前回もしていただいた記憶がございます。やはり協力不動産店をどこまで探すか、これがキーになると改めて思います。本日、様々な話がありましたが、まずはここをきちんとやっていきましょう。 それでは、ほかにはご意見等ございませんでしょうか。よろしければ協議事項は終了となりまして、次第6その他になります。事務局からお願いいたします。
事務局	6 その他 、 7 連絡事項 今後のスケジュールの話をさせていただきます。今年度の協議会は今回で最後と考えておりまして、先程の話にもありましたが、協力不動産店の募集について、事務局と不動産団体の方で調整させていただき進めたいと考えております。年度が明けましたら、前回までにお話させていただいていますとおり、居住支援法人への委託をしていきたいと考えておりますので、その辺りの事務手続きを市のほうで進めていきます。委託ができましたら、居住支援法人にも加わっていただいた形で、来年度協議会を開催させていただこうと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。
会長	イメージ的には、令和6年度前半ぐらいまでには、居住支援法人に委託をして、何とかスタートしたいという感じでしょうか。
事務局	イメージ的には、上半期のうちに始めたいと考えております。ただ、委託の契約をしても、実際の窓口相談となるとやはり準備期間が必要になってきますので、その辺りはしっかりと市と委託した法人の方で調整した上で窓口は開設していくという形になります。ですので、まずは委託した段階で1回協議会を開き、その中で相談窓口をどうしていくかというのも含めて、皆様に議論していただければよろしいかと思います。目標としては上半期早めに委託をして、その後協議いただきたいと考えております。
会長	今のスケジュールのところは、皆様よろしいでしょうか。そうしましたら、なかなか難しいところもあるとは思いますが、適宜お知らせしてもらいながら進めていただければと思います。 それでは、次第に記載されている事項は全て終了しましたので、事務局に進行をお返しします。
事務局	会長ありがとうございました。次回の協議会につきましては、先程お伝えしたとおり、来年度居住支援法人へ委託した後を目処に考えておりますのでよろしくお願いいたします。 8 閉 会 (委員より挨拶)

事務局	それでは、以上を持ちまして、第4回あきる野市 居住支援協議会を終了いたします。皆様、長時間大変お疲れ様でした。ありがとうございました。
-----	--